

人材紹介サービスに関する契約書

相手方会社名(以下「甲」という)は、株式会社スライストーン(以下「乙」という)が提供する人材紹介サービス(以下「当該サービス」という)に関して下記の通り契約を締結します。

第1条(当該サービスの内容)

- 1.当該サービスとは、甲が職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件およびその他の希望条件(以下、総称して「求人条件」といいます。)ごとに、求人条件を明示する文書(以下、「求人票」)を書面または電子メールにて乙に明示し、乙は求人票に基づき甲の求める人材の探索及びスカウトと甲への推薦をするサービスを言います。
- 2.当該サービスが対象とする雇用形態としては雇用契約だけでなく、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約に関する求人についても、本契約事項を準用して適用するものとします。
- 3.乙は、求人条件に適合可能性がある人材(以下「候補者」といいます。)のうち、甲の求人に応募する意思があり、かつ、甲の社風等求人条件以外の条件を加味して乙が適切と判断した人材を、甲に対して紹介します(以下、甲に紹介した人材を「応募者」といいます。)

第2条(契約期間)

- 1.当該サービスは契約締結より1年間有効とします。ただし、契約満了の1ヶ月前までに、甲及び乙いずれか一方による契約終了の申し出が無い場合には、さらに1年契約期間を更新するものとし、以降もまた同様とします。
- 2.応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更された場合、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった契約条件が適用されるものとします。

第3条(料金)

- 1.当該サービスの利用により、乙が甲に紹介した応募者を甲が採用する事を決定し現実に入社した場合、当該サービスの料金として甲は理論年収の30%および消費税を応募者が入社した月の月末締め翌月末日までに乙に支払うものとします。
- 2.1の「理論年収」とは、月額給与12ヶ月分に前年度の甲の支給実績に基づく採用予定の応募者の想定賞与額を合算した額(租税および社会保険料等控除前の金額をいう。)をいい、これには、雇用契約締結時点で予定される付加支給額として算定可能な諸手当等を含み、超過勤務手当および通勤手当は含まないものとします。
- 3.乙が紹介した応募者が入社した後、次の期間内に自己都合により退社した時または自己の責めに帰すべき事由による解雇をされた時は、乙はその期間に応じ次の割合により、支払われた報酬を応募者の退職日より起算して1ヶ月以内に甲に返還するものとします。(1ヶ月以内 料金の80%、2ヶ月以内 料金の50%、3ヶ月以内 料金の30%)

第4条(採用選考について)

- 1.甲は、乙が紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、甲の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際、乙は甲に採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行います。

2.甲は、第1項に基づき応募者の採用を決定した場合、乙に対して、直ちに採用を決定した事実および理論年収の額を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付します。

第5条(甲の義務について)

1.甲は、乙が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により応募があった場合には、乙の紹介による応募を優先して取り扱います。また、甲は、乙が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに乙にその旨通知します。

2.甲は、乙が応募者を紹介した日より1年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者と直接連絡を取る場合には事前に乙に対してその旨通知するものとします。

第6条(労働条件の確認について)

1.甲は、応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を甲の責任において交付し、甲および当該応募者との間で雇用契約を締結します。

第7条(差別的取扱いの禁止について)

甲は、乙が紹介した応募者を年齢、性別その他属性により差別的に取り扱いをしないことを第4条に定める採用選考の際に順守します。

第8条(応募者の併願について)

甲は、乙が紹介した応募者が、他企業の求人に応募する可能性があることを確認します。

第9条(応募書類の作成責任について)

甲は、キャリアシート・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認します。

第10条(個人情報の取扱いについて)

1.乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を甲に対して開示・提供します。ただし、乙は、応募者の病歴、併願状況などの求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しません。

2.甲は、第1項に基づき乙より提供された応募者(採用に至らなかった者も含みます。)の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩しません。

3.甲は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨を乙に通知します。この場合、甲は、当該第三者の行為について責任を負うものとします。

第11条(求人条件等の開示・公開について)

甲は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、甲が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている甲の企業情報を、乙が候補者を募集するために乙が運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。

第12条(業務提携先への情報開示について)

乙は、乙と業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、甲より入手した情報を開示・提供する場合があります。その際には乙の責任のもと、当該人材紹介会社に本契約において乙が負う義務と同様の義務を課し、当該義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。乙は、当該人材紹介会社の行為について一切の責任を負います。

第13条(候補者への開示・提供について)

乙は、甲の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。ただし、甲が提供する情報のうち、甲が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

- (1) 求人票のほか、甲から提供された情報
- (2) 乙が独自に収集した情報

第14条(守秘義務について)

甲および乙は、本契約に基づき受領しまたは開示を受けた秘密情報を、甲乙間で締結した2023年●月●日付「秘密保持契約書」に従い取り扱うものとします。

第15条(違約金について)

甲は、応募者を採用したにもかかわらず第3条に定める料金を支払わなかった場合、または料金の一部の支払いを不当に免れた場合は、支払うべき料金に加えて、違約金として料金の2倍に相当する額を乙に支払うものとします。なお違約金の算定に理論年収の額が必要となる場合であって、甲が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなします。

第16条(損害賠償)

甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、直接かつ現実の損害に限り相手方に対してその損害を賠償する責を負うものとします。

第17条(解除について)

甲および乙は、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができます。

第18条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自己またはその代表者、役員または性質的に経営を支配する者が次の各号の一に該当した場合、何らの催告を要せずに、本契約を解除することができます

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、相手方または相手方の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
2. 甲および乙が自ら1の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しません。
3. 甲および乙が自ら1の規定により解除を行ったことにより自分側に損害が生じたときは、相手方にその損害の賠償ないし補償を求めることができます。

第19条(合意管轄)

本契約に関して生じた一切の甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従い、協議の上解決を図るものとします。

以上の証として、本書2通作成の上甲乙記名押印し各1通を保有するものとします。

2023年X月X日

甲:ご住所

個人/会社名

代表者役職及び氏名

乙:東京都渋谷区道玄坂二丁目15番1号ノア道玄坂317

株式会社スライストーン

代表取締役 白石 久彦